

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
翌日)

◇告 示
生活保護法による医療機関の指定
計量器定期検査の実施
争議行為を行なう旨の通知の受理
肥料の分析検査の概要
土地改良区の定款の変更の認可
建築士法第十五条第三号に規定する者の認定基準

◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

告 示

鳥取県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地
昭和四十八年五月一日	岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八
十日	竹内クリニツク	鳥取市新町二二二

鳥取県告示第三百六十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市及び鳥取市における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	実施区域	検査場所
六月二十五日	午前十時から 午後三時まで	米子市	住吉公民館
二十六日	"	"	彦名"
二十七日	"	"	崎津"
二十八日	"	"	大篠津"
二十九日	"	"	和田"
七月 二日	"	"	富益"
三日	"	"	夜見"
四日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	"	巖"
"	午後一時から 午後三時まで	"	大高"

五日	午前九時三十分から 午後三十分まで	春日
六日	午前九時三十分から 午後三十分まで	尚徳
十一日	午前九時三十分から 午後三十分まで	鳥取市 津の井小学校
十二日	午前九時三十分から 午後三十分まで	美和
十三日	午前九時三十分から 午後三十分まで	倉田公民館 東郷小学校
十六日	午前九時三十分から 午後三十分まで	鳥取市農業協同組合 末恒支所
	午後一時から 午後三時まで	湖南中学校

鳥取県告示第三百六十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取衛生公社労働組合執行委員長佐藤彰夫から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第

四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

賃金引上げの要求に関する件

二 日時

昭和四十八年五月三十日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取衛生公社の経営する全職場（鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち 不合格点数
熔成りん肥	日本化学工業株式会社	六	〇
魚かす粉末	小林産業株式会社	三	〇
	株式会社 中田商会	三	〇

蒸 製 骨 粉	佐 納 清	六	○
”	太平産業株式会社	三	○
”	金商又一株式会社	三	○
なたね油かす粉末	加藤製油株式会社	九	○
”	岡村製油株式会社	三	○
わたみ油かす粉末	”	三	○
ひまし油かす粉末	豊園製油株式会社	三	○
”	伊藤製油株式会社	三	○
米ぬか油かす粉末	加藤製油株式会社	三	○
混合有機質肥料	豊生肥糧株式会社	六	○
”	谷 口 伊三郎	三	○
第一種複合肥料	株式会社 多木製肥所	二	○
”	片倉チツカリン株式会社	六	○
”	光興業株式会社	二	○
”	清和肥料工業株式会社	六	○
”	豊生肥糧株式会社	三	○
”	日東肥料化学工業株式会社	一八	○
”	住友化学工業株式会社	三	○
”	中央化成株式会社	二	○
”	大東肥料株式会社 (大阪)	二	○
”	丸菱肥料株式会社	二	○
”	東洋瓦斯化学工業株式会社	三	○
”	協和発酵工業株式会社	三	○
”	鳥取県経済農業協同組合連合会	一三	○
”	中山町農業協同組合	二	○

炭酸カルシウム肥料	米子市農業協同組合	七	○
”	倉吉市農業協同組合	三	○
”	赤碕町農業協同組合	三	○
”	清水工業株式会社	三	○
”	河合石灰工業株式会社	九	○
”	足立石灰工業株式会社	三	○
”	新鉱工業株式会社	三	○
副 産 石 灰	米田産業株式会社	三	○
混合石灰肥料	鳥取県経済農業協同組合連合会	三	○
けい酸質肥料	志村化工株式会社	三	○
”	日本耕土産業株式会社	三	○
”	三栄鉄工株式会社	六	○
”	日の丸産業株式会社	三	○
”	住友商事株式会社	三	○
硫酸苦土肥料	大洋化学工業株式会社	三	○
加工苦土肥料			

鳥取県告示第三百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を昭和四十八年五月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号（二級建築士試験受験資格認定基準について）は、廃止する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 別表一(イ)欄に掲げる学校において、同表(ロ)欄に掲げる学科の課程を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表(イ)欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
- 二 別表二(イ)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条による専修職業訓練校、第十六条による高等職業訓練校、第十八条による身体障害者職業訓練校又は第二十四条による認定職業訓練において、同表(ロ)欄に掲げる訓練科の課程で修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上のものを修了した後、それぞれの区分に応じ、建築に関して同表(ニ)欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
- 三 職業訓練法第十七条による職業訓練高等学校において、長期指導員訓練課程の建築科の課程を修めて卒業した者
- 四 日本国有鉄道組織規程（昭和三十三年日本国有鉄道公示第一号）第四十八条による中央鉄道学園において、大学課程の建築科の課程を修めて卒業した者
- 五 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十一条による防衛高等学校において、土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に關

- して一年以上の実務の経験を有する者
- 六 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所において、建築学科の課程を修めて卒業した者又は同養成所において、土木学科の課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
- 七 実業学校教員養成規程（大正四年文部省令第七号）による修業年限三年以上の官立実業学校教員養成所において、建築科の課程を修めて卒業した者又は同養成所において、土木科の課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
- 八 その他知事が建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(イ)	(ロ)	(イ)
		(ハ)
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学	経営工学（建築専攻）、建築設備工学、構造工学、住居工学、環境設計学、建設工学	〇年
学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧	経営工学（土木専攻）、都市工学、衛生工学、交通土木工学、建築基礎工学、社会工学、農業工学、農林工学、農林土木（注1）	一年
	工芸、家内工芸、木材工芸、工芸図案、工芸デザイン、デザイン、工業デザイン、産業デザイン、工業経営（建設、機械）、	

専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校

機械、造船、航空、農業工学、農林工学、
(注2)
農業土木、農林土木
(注2)

二年

設備工学

三年

学校教育法による高等学校又は中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校

工芸、家内工芸、木材工芸、工芸図案、
工芸デザイン、デザイン、工業デザイン、
産業デザイン、工業経営(建設、機械)、
機械、造船、航空、農業工学、農林工学、
農業土木、農林土木

四年

注1 四年制大学に限る。
注2 三年制又は二年制大学に限る。

別表二

学校教育法による高等学校	(イ)	建築、建築製図、ブロック建築、 プレハブ建築、建設	(ロ)	一年	二年	三年	(ハ)	(ニ)
				一年	二年	三年		
学校教育法による中学校	(イ)	建築、建築製図、ブロック建築、 プレハブ建築、建設	(ロ)	一年	二年	三年	(ハ)	(ニ)
				一年	二年	三年		

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十條第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川

昭和四十八年六月一日から昭和四十八年六月三日午前五時まで
ただし、引懸(ソロ)にあつては、六月十八日午前五時まで

天神川

昭和四十八年六月一日から昭和四十八年六月三日午前五時まで
ただし、投網にあつては、六月十日正午まで

日野川

昭和四十八年六月一日から昭和四十八年六月三日午前五時まで